

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678
編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

所得税支払のための借入金利子

Q：私は個人事業者ですが、毎年3月15日の所得税の支払の時期になると納税資金が不足し、銀行から借り入れています。

ところで、この借入金の利子は、事業所得の金額の計算上必要経費に算入できるのでしょうか。

A：必要経費に算入することはできません。

【解説】

事業所得の金額の計算上必要経費に算入できる借入金の利子は、その事業の遂行上直接に必要である借入金の利子に限られ、家事費、家事関連費又は必要経費に算入されない費用等に充てるための借入金の利子は、事業所得の金額の計算上必要経費に算入することはできません。

そうすると、所得税は、事業所得の金額の計算上必要経費に算入することは認められていませんから、その納付のために借り入れた借入金の利子についても、事業所得の金額の計算上必要経費に算入することはできないことになります。

なお、借入金を事業専用の預金口座に入金して借入金として処理した後、事業主貸として引き出した場合であっても、その借入金が実質的にみて事業遂行上通常必要なものであるとはいえないときは、その利子を必要経費に算入することはできません。

